



議案第四十三号

三朝町総合運動施設陸上競技場新設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年五月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年五月廿壹日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 工 事 名 三朝町総合運動施設陸上競技場新設工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字本泉地内
- 三 契約の相手方 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕七二七番地  
株式会社井木組 代表取締役 井 木 久 博
- 四 契 約 金 額 八二、五〇〇、〇〇〇 円
- 五 工事完成期限 昭和五十八年十月二十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札